

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]							[現 行]						
第1章～第14章 (略)							第1章～第14章 (略)						
料金表 通則 (略)							料金表 通則 (略)						
第1表～第7表 (略)							第1表～第7表 (略)						
別表1～別表7 (略)							別表1～別表7 (略)						
別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの							別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの						
地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ										
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード							
南・北アメリカ地方	アメリカ合衆国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
		Verizon Wireless	△ 8	二	△ A △ ● △ I	△							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
南・北アメリカ地方	アメリカ合衆国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	パラオ共和国	Palau National Communications Corporation	12	-	A	○	オセアニア地方	パラオ共和国	Palau National Communications Corporation	12	-	△A	○	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	エストニア共和国	Telia Eesti AS	(略)	(略)	(略)	(略)		エストニア共和国	AS EMT,	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スウェーデン王国	TeliaSonera Sverige AB	5	2	A ● III	○		スウェーデン王国	Teliasonera Mobile Networks AB, Sweden	5	2	A ● III	○	

		Tele2 Sverige AB,	5 ただし、 エストニア共 和国/リトア ニア共和国/ △カザフスタ ン共和国で の利用は 7、ラトビア 共和国での 利用は6	2	A ● III ただしカザフ スタン共和 国での利用 は△A	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 28 年 8 月 23 日経企第 761 号)
この改正規定は平成 28 年 9 月 1 日から実施します。

		Tele2 Sverige AB,	5 ただし、 エストニア共 和国/リトア ニア共和国で の利用は7、 ラトビア共和 国での利用 は6	2	A ● III	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	パラオ共和国	Palau National Communications Corporation	12	-	A	○	オセアニア地方	パラオ共和国	Palau National Communications Corporation	12	-	△A	○	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	エストニア共和国	Telia Eesti AS	(略)	(略)	(略)	(略)		エストニア共和国	AS EMT,	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スウェーデン王国	TeliaSonera Sverige AB	5	2	A ● III	○		スウェーデン王国	Teliasonera Mobile Networks AB, Sweden	5	2	A ● III	○	

		Tele2 Sverige AB,	5 ただし、 エストニア共 和国/リトア ニア共和国/ △カザフスタ ン共和国で の利用は 7、ラトビア 共和国での 利用は6	2	A ● III ただしカザフ スタン共和 国での利用 は△A	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 28 年 8 月 24 日経企第 761 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。
(その他)

2 経企第 2034 号 (平成 28 年 3 月 24 日) の附則第 3 項及び第 4 項を次のように改めます。

- 3 削除
- 4 削除

		Tele2 Sverige AB,	5 ただし、 エストニア共 和国/リトア ニア共和国で の利用は7、 ラトビア共和 国での利用 は6	2	A ● III	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)